

品質管理システム概要書(2013年10月1日現在)

監査事務所名 監査法人やまぶき
代表者名 西岡 朋晃

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、社員会の代表者が、当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っております。

社員会の代表者は、すべての監査業務において監査業務の質が優先されるという考え方を当監査法人の運営方針においても適用することが重要であるということを確認しております。

また、社員会は「監査の品質管理規程」を定め、社員の中から品質管理担当責任者を選任し、品質管理のシステムを整備し、運用するための十分かつ適切な経験及び業務遂行能力を維持し、品質管理上の問題を識別し、理解して、適切な方針及び手続を定めております。

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る品質管理の責任者は、品質管理担当責任者としております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当監査法人及び専門要員が監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則(以下「倫理規則」という。)第2条に基づき、誠実性、公正性、専門能力、正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関して職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

(2) 独立性

当監査法人及び専門要員が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、当監査法人及び専門要員は毎年一定時点で独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である「監査人の独立性チェックリスト」を提出し、利害関係の有無を調査しております。

尚、当監査法人及び専門要員は毎年一定時点で株式保有状況表及びインサイダー取

引に関する宣誓書を提出する他、株式等の保有状況の重要な変動について社員会への報告を行う旨インサイダー取引管理規程に定めております。

(3) ローテーションの方針及び手続

監査業務の主要な担当者（監査責任者、審査担当者等）の長期間の関与に関して、職業倫理に関する規定で定める大会社等に係るローテーションルールを定め、大会社等以外の監査業務についても、監査業務の目的や内容（公共性の程度等）及び監査業務の主要な担当者が同一の監査業務に従事している期間などを考慮し検討する旨を定めております。

3．契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当監査法人は、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めており、監査契約の新規の締結は、監査業務の質を合理的に確保するため、監査契約リスク及び利害関係の有無に関する評価結果に基づき社員会の承認を得ることとしております。

また、監査契約の更新は、当年度又は過年度における監査業務の実施中に生じた重要な事項と、それらが監査契約の更新の判断に与える影響を考慮し、原則として社員会の承認を得ることとしております。

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めており、不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価し、当該リスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討することとしております。

4．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当監査法人は、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する方針及び手続を定めており、専門要員の採用のプロセスにおいて、必要な能力と適性を高める資質を備えた誠実な人材を選考することに配慮しております。

また、すべての専門要員は、公認会計士法及び日本公認会計士協会会則等に基づき必要とされるCPE履修単位を修得することとしております。履修単位不足が判明した場合には、監査業務に従事することを制限する等の措置をとっております。

なお、監査責任者の選任は社員会で行い、相互牽制を図っております。監査チームのメンバーの選任については、専門要員の能力、適性及び経験を十分に考慮しております。

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当

監査法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することとしております。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、当監査法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた、専門要員の知識及び能力の程度を考慮することとしております。

5．業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定め、監査の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代を規定しております。

また、当監査法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針を取っております。品質管理の方針及び手続が適切に遵守されており、発行する監査報告書が状況に応じて適切であるかどうかについては、日常的監視及び定期的な検証を行っております。

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督し、監査調書を査閲することとしております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない重要な事項に関する専門的な見解の問合せについての方針及び手続を定めており、当監査法人内外の専門的な知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することとしております。

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することとしております。

(3) 審査の方針及び手続

当監査法人は、監査業務に係る審査の実施に関する方針及び手続を定めており、社員会で選任された審査担当者によりすべての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行うこととしております。

また、当監査法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針をとっております。

「不正リスクへの対応」

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しなければならないこととしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当監査法人は、監査チームは、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間又は監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合の方針及び手続を定めており、監査責任者又は品質管理責任者は、報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置をとることとしております。

監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならないという方針をとっております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人は、監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するため、監査調書の管理及び保存に関する方針及び手続を定めております。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めております。

上記方針及び手続には、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を含めております。

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、該当する監査業務が当監査法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当監査法人は、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証において識別した不備の評価、伝達及び是正に関する方針及び手続を定め、監査責任者並びに他の適切な者に対して発見された不備とそれに対する適切な是正措置を伝達し、是正措置が適切に講じられたことを確認することとしております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人は、当監査法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めております。

品質管理担当責任者は、不服と疑義の申立てがあった場合には、その内容を吟味し、関連する監査チームへの質問、必要と認める場合には、関連する書類等を閲覧して、不服と疑義の申立てを調査を行い、改善を要するものについては適切な是正措置を講じることとしております。

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当監査法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めております。

不正リスクに関連して当監査法人内外から当監査法人に寄せられた情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達し、監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者に書面で報告することとしております。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継について、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠した方針及び手続を定めております。

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査チームが実施した引継の状況を品質管理担当責任者に報告されていることを監査責任者が確かめることとしております。

8. 共同監査の方針及び手続

当監査法人は、共同監査の監査業務の質を合理的に確保するために、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを、当監査法人が、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめることとしております。

9 .組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び
び手続

当監査法人は、現時点では組織再編を行う予定がないため、組織再編を行った場合の
対応について特段の方針及び手続を定めておりません。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提
出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内
容の正確性や妥当性を保証するものではない。